

日進市開発等事業に関する手続条例に基づく「特定開発等事業」の手続の流れ

特定開発等事業とは①区域面積 500 m²以上の宅地開発(戸建て住宅の建築は除きます。)②(3戸以上の)集合住宅の建築③特定用途建築物の建築(居住目的以外の延べ面積が100平方メートルを超えるもの)④土地の用途又は区画形質の変更(土砂の採取及び埋立ては除きます。)で、区域面積 500 m²以上のものです。

※ 安全対策計画書の提出は、事業計画概要書の提出以降となります。
 ※※ 事前協議書公開後にも事業要望書を提出できます。

